

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
当たる翌日)

により、次のとおり告示する。

昭和六十年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 変更事項

目 次

◇告 示 鳥取県行政書士会会則の変更の認可

保険医の登録

飼料の試験の結果の概要

土地収用法による土地の立入り(三件)

都市公園の区域の変更

都市計画事業の事業計画の変更の認可

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告

鳥取県告示第六百八十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和六十年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
菊本直樹	鳥医第三、二五〇号	昭和六十年六月二十一日
	"	昭和六十年六月三日

鳥取県告示第六百八十二号
行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十六条の二の規定に基づき、
鳥取県行政書士会会則の変更を昭和六十年六月二十一日認可したので、行
政書士法施行規則(昭和二十六年総理府令第五号)第十八条第二項の規定

鳥取県告示第六百八十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に關する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十年五月に収去した

飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十年六月二十一日

栄養成分に関する検査

注 1 飼料の名称の欄中「穀」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対する過不足があつた場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第六百八十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称
中国電力株式会社

二 事業の種類
特別高圧送電線八橋線増強工事（ルート変更）

三 立ち入ろうとする土地の区域
倉吉市駄経寺町、米田町、富海、下大江、小鴨、北野、黒見、福光、

横田、下米積、下福田、国府、別所及び上福田並びに東伯郡大栄町大字下種、大字龜谷、大字妻波及び大字岩坪並びに東伯町大字金屋、大字観下、大字中尾、大字三保、大字浦安、大字田越及び大字杉下地内

四 立ち入ろうとする期間
昭和六十年六月二十一日から昭和六十一年五月三十日まで

より告示する。

昭和六十年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

一 起業者の名称
中国電力株式会社

二 事業の種類
特別高圧送電線米子線支持物変更工事

三 立ち入ろうとする土地の区域
西伯郡名和町大字富長、大字古御堂、大字押平及び大字茶畠地内

四 立ち入ろうとする期間
昭和六十年六月二十一日から昭和六十一年四月三十日まで

鳥取県告示第六百八十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

鳥取県告示第六百八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定に

一 起業者の名称
中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線（北松江幹線）の新設に伴う調査測量

三 立ち入るうとする土地の区域

日野郡溝口町船越、福島、二部、畠地、福居及び焼杉並びに西伯郡西

伯町大字東上、大字中、大字下中谷及び大字上中谷地内

四 立ち入るうとする期間

昭和六十年六月二十一日から昭和六十一年五月三十一日まで

鳥取県告示第六百八十八号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき

設置した都市公園の区域を変更するので、次のとおり告示する。

昭和六十年六月二十一日

昭和六十年六月二十一日

鳥取県告示第六百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

（「別紙図面」は、省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。）

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業鳥取市公共下水道（秋里処理区）

三 事業施行期間

昭和四十七年二月十八日から昭和七十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

事業地に鳥取市杉崎、津ノ井、桂木、海蔵寺、紙子谷、生山、祢宜谷及び香取を加え、同市幸町、吉成、正蓮寺及び桜谷地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

三 変更に係る区域

東伯郡羽合町大字上浅津、大字下浅津及び大字長瀬並びに東郷町大字藤津

四 変更に係る区域の供用開始の日

昭和六十年六月二十一日

鳥取県告示第六百九十号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十年六月二十四日から施行する。

昭和六十年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

施設の名称	所在地
鳥取県選舉管理委員会委員長 前 田 忠 雄	昭和六十年六月二十一日

日置多目的研修センター	氣高郡青谷町大字山根二六九番地三
-------------	------------------

日置谷多目的研修センター	"
--------------	---

勝部多目的研修センター	大字奥崎二九二番地
-------------	-----------

中郷多目的研修センター	大字紙屋一九四番地一
-------------	------------

"	大字畠尻三三二番地二
---	------------

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中 株式会社山陰合同銀行	生山支店
---------------------------------	------

生山支店	日野郡日南町
溝口支店	日野郡溝口町
溝口	株式会社山陰合
同銀行	溝口支店

に改める。

選舉管理委員会告示

鳥取県選舉管理委員会告示第三十六号

青谷町選舉管理委員会から、公職選舉法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施

設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。